

(平成25年5月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 17 件

厚生年金関係 17 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和20年5月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月8日から同年9月1日まで

私は、A社に昭和17年4月に入社し、43年2月20日に退職するまで継続して勤務していた。しかし、同社D支店から同社C支店に転勤したときの申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述及び申立人が保有する勤続25年表彰の記念品から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記元同僚の供述及び申立人の具体的な供述から、昭和20年5月8日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和20年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の妻の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和49年10月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び同社の回答書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録(辞令発令簿)によると、昭和45年7月1日と記載されているものの、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が同年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、2万8,000円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月30日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和52年4月16日から同年4月18日までの期間については、申立人のA社C支店における資格取得日は同年4月16日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和52年4月16日から同年4月18日まで

私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成15年3月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社から提出された辞令発令簿、同社の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社D工場に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令発令簿によると、昭和45年7月1日と記載されているものの、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が同年8月1日と記録されている

者が複数名確認できることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務（同社D工場から同社C支店に異動）していたことが認められる。

また、申立人と一緒にA社D工場から同社C支店に異動したとする元同僚のオンライン記録は、同社D工場における資格喪失日及び同社C支店における資格取得日ともに昭和52年4月16日であることが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和52年4月16日に訂正することが妥当である。

千葉厚生年金 事案 5059

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成7年9月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された辞令発令簿、同社の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、辞令発令簿によると、昭和45年7月1日と記載されているものの、申立人と同日付けで発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が同年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5060

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和52年9月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）によると、昭和45年7月1日と記載されているものの、申立人と同日付で発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が同年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行し

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、昭和60年1月に退職するまで同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間当時、A社B工場から同社C工場に異動した元同僚の人事記録における異動日は昭和45年7月1日の者が大多数であるが、申立人の人事記録における異動日は同年7月16日とされているところ、元同僚の一人が「当時、同社B工場の3分の1ほどの従業員が同社C工場に異動した。申立人もその一人だったと思う。」と供述していること、及び人事記録（辞令発令簿）において、異動日が同年7月1日で発令されている者のうち、同社B工場における資格喪失日が同年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和54年4月にA社に就職し、58年8月まで同社及び同社の関連会社に継続して勤務したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の申立期間当時の複数の同僚は、「昭和55年8月31日においても、同社の業務内容に変化は無く、従業員は継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和55年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが必要である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和55年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、その翌日の同年9月1日に再び厚生年金保険の適用事業所となっており、同年8月31日に被保険者資格を喪失した複数の従業員が、同年9月1日で被保険者資格を再取得していることが確認できる上、複数の元同僚が、申立期間において同社の業務内

容に変化は無く、継続して勤務していたと供述していることから、同社は申立期間について厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に昭和55年8月31日に適用事業所ではなくなった旨の届出を行っていたことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は54万円、18年6月8日は76万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 10 日
② 平成 18 年 6 月 8 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②の標準賞与額の記録が無い。申立期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成15年12月及び18年6月に係る賞与一覧表により、申立人は、15年12月10日に54万円、18年6月8日に76万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

私の夫のA社における年金記録確認の手紙が年金事務所から送られてきたので確認したところ、夫が同社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに気がついた。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格喪失日及び資格取得日の届出を誤って行った可能性は否定できない。」と回答しており、申立期間においてA社D工場が厚生年金保険の適用事業所となる同年9月1日までは同社C工場を適用事業所とすべきであったと認められることから、申立人の同社C工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年7月の事業所別被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和36年9月1日として届け出るべきところ、誤って同年8月31日と届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

私のA社における年金記録確認の手紙が年金事務所から送られてきたので確認したところ、私が同社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに気がついた。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格喪失日及び資格取得日の届出を誤って行った可能性を否定できない。」と回答しており、申立期間においてA社D工場が厚生年金保険の適用事業所となる同年9月1日までは同社C工場を適用事業所とすべきであったと認められることから、申立人の同社C工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年8月の事業所別被保険者名簿の随時改定の記録から1万

4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和 36 年 9 月 1 日として届け出るべきところ、誤って同年 8 月 31 日と届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和36年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月31日から同年9月1日まで

私の夫のA社における年金記録確認の手紙が年金事務所から送られてきたので確認したところ、夫が同社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに気がついた。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C工場は昭和36年8月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、B社は、「当時の資料等が無く、詳細については確認が取れないが、会社の移転時に、社会保険担当者が資格喪失日及び資格取得日の届出を誤って行った可能性を否定できない。」と回答しており、申立期間においてA社D工場が厚生年金保険の適用事業所となる同年9月1日までは同社C工場を適用事業所とすべきであったと認められることから、申立人の同社C工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和36年8月の事業所別被保険者名簿の随時改定の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、A社C工場の厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日を昭和36年9月1日として届け出るべきところ、誤って同年8月31日と届け出たと考えられるとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和45年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月30日から同年8月1日まで

私の年金記録において、A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、平成4年1月に退職するまで継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、同社の回答書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録（辞令発令簿）によると、昭和45年7月1日と記載されているものの、申立人と同日付で発令されている者のうち、A社B工場における資格喪失日が同年8月1日と記録されている者が複数名確認できることから、申立人の同社B工場における資格喪失日は同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和45年6月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いこ

とから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年6月30日及び同年12月19日は32万6,000円、16年6月21日は36万円、同年12月17日は38万8,000円、17年6月15日は43万8,000円、同年12月16日は44万8,000円、18年6月16日は48万円、同年12月15日は46万9,000円、19年7月2日は49万2,000円、同年12月14日は43万2,000円、20年7月2日は22万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月30日
② 平成15年12月19日
③ 平成16年6月21日
④ 平成16年12月17日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月16日
⑦ 平成18年6月16日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年7月2日
⑩ 平成19年12月14日
⑪ 平成20年7月2日

私がA社に勤務していた期間において支給された申立期間の賞与の記録が無いが、私の手元に残っている申立期間のうち一部の期間に係る給与支給明細書では、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除が確認できるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支給明細書並びにA社から提出された回答書及び賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成15年6月30日及び同年12月19日は32万6,000円、16年6月21日は36万円、同年12月17日は38万8,000円、17年6月15日は43万8,000円、同年12月16日は44万8,000円、18年6月16日は48万円、同年12月15日は46万9,000円、19年7月2日は49万2,000円、同年12月14日は43万2,000円、20年7月2日は22万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 43 年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 8,000 円とすることが必要である。

また、申立期間のうち、昭和 43 年 7 月 15 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を同年 7 月 15 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 4 月 1 日に A 社本社に入社し、平成 20 年まで同社に継続して勤務していた。申立期間①は、同社本社から同社 B 支店 C 出張所へ、申立期間②は、同社 B 支店 C 出張所から同社本社へ転勤した時期であり、厚生年金保険の被保険者記録に欠落があることは納得できないので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された職員カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和 43 年 2 月 1 日に同社本社から同社 B 支店に異動、同年 7 月 15 日に同社 B 支店から同社本社に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社における同年8月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 5070

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を78万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 25 日
私がA社に勤務していた期間のうち、平成 18 年 12 月の標準賞与の記録が欠落しているので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間において78万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る保険料についても納付していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月23日から同年6月22日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白期間となっているので、調査して被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社の回答及び同社から提出された従業員台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、従業員台帳によると、申立人は昭和36年5月15日付けでA社C支店開設準備委員となった後、同年5月22日付けで同社C支店の所属に変更されていることが確認できるが、同社C支店は同年6月22日に厚生年金保険の適用事業所になっている上、同社C支店に異動した全員が同年6月22日に同社C支店における厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人の被保険者資格は、同社C支店における被保険者資格を取得する同年6月22日までは、同社本社において引き続き有していたと考えることが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資格喪失届の記載に過誤があったとしていることから、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 36 年 5 月 23 日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 5072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月16日から同年2月1日まで

私は、途中退職することなくA社（現在は、B社）に継続して勤務していたが、出向によりC社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された人事掲示、B社健康保険組合から提出された適用台帳及び元同僚の供述から判断すると、申立人はA社及びC社に継続して勤務し（昭和47年1月16日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年7月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から55年7月まで

私が短大を卒業した直後の昭和53年4月頃に、私の母がA町役場の窓口で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、付加保険料を含めて、母が定期的にA町役場の窓口で納付してくれたはずであり、申立期間が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が短大を卒業した直後の昭和53年4月頃に、母が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を付加保険料とともに納付してくれた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続きは、59年3月頃に行われたものと推認でき、申立人の主張と一致しない。

また、申立人が所持する2冊目の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和59年2月5日と記載されており、オンライン記録と一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しているため、申立人の加入手続き及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、付加保険料を含めて申立期間の保険料を納付していたことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を含めて申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 2 日から 51 年 5 月 31 日まで
② 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 52 年 1 月 31 日から 59 年 7 月 1 日まで

私の厚生年金保険記録のうち、A社、B社及びC社（現在は、D社）における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与支給額より低くなっているのを、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、元同僚は、「私の給与は8万円か9万円ぐらいだった。申立人は独身だったので、申立人の給与は家族手当等も無く、私の給与よりも低かった。」と供述し、ほかの元同僚は、「私が入社した昭和 45 年 3 月の私の給料が2万 4,000 円で、昭和 52 年に結婚したときには手取りで7万円か8万円だった。申立人の給与は私とあまり変わらないと思う。私の標準報酬月額は給与に見合ったものだと思っている。」と供述している。

また、ほかの元同僚が所持するA社の昭和 51 年 1 月分給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、当該元同僚のオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致していることが確認できる。

さらに、A社は、既に適用事業所でなくなっており、申立人の賃金台帳及び源泉徴収票の所在を確認することができない。

加えて、申立期間①当時、A社において厚生年金保険被保険者であった 40 人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下、「被保険者原票」という。）における標準報酬月額の推移を比較してみたところ、申立人の標準報酬月額が著しく低額になっている事情は見当たらない上、

同社に係る申立人の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が訂正されている等の不自然な形跡は見当たらないほか、当該被保険者原票の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間①において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、元同僚は、「私の基本給が7万円で営業手当が5,000円ぐらいのところ、標準報酬月額は7万6,000円なので、私の給与と標準報酬月額は見合ったものだと思う。申立人の給与は、私より少し多いぐらいだった。」と供述し、ほかの元同僚は、「私はB社を辞めて次の会社に就職したときに初めて給与が10万円になったのを覚えているので、同社では、8万円か9万円ぐらいだった。申立人も同じぐらいのはずである。」と供述している。

また、B社は、「申立人の賃金台帳、源泉徴収票等の資料は無く、厚生年金保険料控除が分かる資料も無い。」と回答している。

さらに、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者であった18人の被保険者原票における標準報酬月額の推移を比較してみたところ、申立人の標準報酬月額が著しく低額になっている事情は見当たらない上、同社に係る申立人の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が訂正されている等の不自然な形跡は見当たらないほか、当該被保険者原票の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人と同じ営業担当の元同僚は、「申立人の給与は、私と同じ程度か少ないぐらいだった。私の標準報酬月額は私の給与に見合ったものである。」と供述している上、同社の元経理担当者は、「C社での社会保険事務におかしなところはなかった。申立人の給与は私よりも少なかったはずである。」と供述している。

また、D社は、「申立人の賃金台帳及び源泉徴収票などの資料は無く、厚生年金保険料控除が分かる資料も無い。」と回答している。

さらに、申立期間③当時、C社の厚生年金保険被保険者であった149人の被保険者原票における標準報酬月額の推移を比較してみたところ、申立人の標準報酬月額が著しく低額になっている事情は見当たらない上、同社の申立人の被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が訂正されている等の不自然な形跡は見当たらないほか、当該被保険者

原票の記録はオンライン記録と一致している。

一方、申立期間③のうち、昭和 52 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、申立人の B 社の被保険者原票における資格喪失日は同年 2 月 1 日であること、及び申立人の C 社の被保険者原票における資格取得日は同年 1 月 31 日であることから、当該期間は両事業所に係る重複した被保険者期間であることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 24 条により、同時に 2 以上の事業所から報酬を受ける場合は、それぞれの事業所において算定された報酬月額を合算する旨が定められているところ、申立人の当該期間については、同法の規定により、重複する被保険者期間の報酬月額は合算することになり、社会保険事務所（当時）において、申立人の B 社の報酬月額と C 社の報酬月額を合算したものと認められる。

このほか、申立期間③において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 5074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 43 年 5 月 1 日まで

私は、A社B支店に就職した以降は、C社、D社、E社の順序で勤務した。年金記録では、E社を昭和43年4月30日に退職し、それ以前の期間に係る脱退手当金を支給されたこととなっているが、私はE社に勤務期間中にD社以前の期間に係る脱退手当金を受け取ったのであり、E社に勤務していた昭和40年3月1日から43年5月1日までの期間に係る脱退手当金は受け取っていない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店、C社及びD社に係る脱退手当金は受給したが、E社に勤務していた申立期間については脱退手当金を受給していないと主張している。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、申立人が脱退手当金の受給を認めているA社B支店、C社及びD社の厚生年金保険被保険者記号番号と同一番号で管理されており、オンライン記録において、申立人に係る脱退手当金は、A社B支店、C社及びD社における被保険者期間のほかに申立期間を含めた被保険者期間を計算の基礎として支給され、当該支給額に計算上の誤りは無い上、E社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和43年7月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、脱退手当金支給の事務処理において、社会保険事務所（当時）は、脱退手当金を支給した場合、当該請求書類として提出

された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が丸印の中に確認できる上、その丸印の中にはE社を管轄する「F 社会保険事務所」の表示も確認できることを踏まえると、申立期間を含めた脱退手当金の請求は、申立人の意思に基づかないで行われたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。